

新潟市・黒埼町 合併に向けて

平成元年	2・5	浅妻町長が合併に関する住民アンケート実施を公約に掲げ当選
3	10・1	町が住民アンケートを実施(合併賛成・どちらかと言えば賛成が全体の67.6%:対象者 1,500人中 714人が回答)
4	9・25	町長が町議会で「任期は短い、せめて協議会をつくってもよいのではないか」と答弁
5	4・1 11・25 12・7 12・17 12・24	両市町が合併に関する庁内組織を設置 新潟商工会議所が合併推進についての陳情書を市議会議長あてに提出。以降、町青年会議所・町在住者などが合併推進および合併に慎重な対応を求める陳情を市議会議長および町議会議長あてに提出 市議会で合併推進の陳情を採択 町議会で合併推進の陳情を採択
7	2・17	第1回新潟市・黒埼町合併問題協議会(任意合併協議会)を開催
	6・1 7・24 8・24 10・6 11・15	第2回新潟市・黒埼町合併問題協議会を開催 第3回新潟市・黒埼町合併問題協議会を開催 第4回新潟市・黒埼町合併問題協議会を開催 第5回新潟市・黒埼町合併問題協議会を開催 第6回新潟市・黒埼町合併問題協議会を開催
8	11・25	第7回新潟市・黒埼町合併問題協議会を開催
9	5・8	市長・河内町長会談で「一定の段階で黒埼町は住民説明会などを開催し、それらの結果を踏まえ、法定合併協議会を設置すること」などを合意
10	12・25	第8回新潟市・黒埼町合併問題協議会を開催
11	2・17 3・24 11・11 12・9 12・20 12・24	第9回新潟市・黒埼町合併問題協議会を開催 町議会在「法定合併協議会の早期設置」を決議 市長・町長会談で「両市町の平成11年12月議会定例会で法定合併協議会の設置議案を提案すること」を合意 町12月議会定例会で「新潟市・黒埼町合併協議会(法定合併協議会)の設置」を可決 市12月議会定例会で「新潟市・黒埼町合併協議会(法定合併協議会)の設置」を可決 市長・町長が県知事に「新潟市・黒埼町合併協議会(法定合併協議会)」の設置を届け出
12	1・19 2・21	第1回新潟市・黒埼町合併協議会を開催 第2回新潟市・黒埼町合併協議会を開催(合併協定書に調印)
今後の予定		両市町議会で合併の議決 県知事への申請 県議会の議決と知事の決定 自治大臣への届け出と告示 合併の施行(13・1・1)

新潟市・黒埼町合併協議会

平成13年1月1日合併、全市的な施設の建設など

合併協定事項は全部で17項目



平山県知事(中央)立ち会いのもと、合併協定書に調印をする長谷川市長(左)と河内町長(右)

「市報にいがた」では、4月から黒埼町との合併に関する連載を始めます。合併用語の解説や黒埼町の紹介など、いろいろな視点から取り上げていく予定です。どうぞお楽しみに。

合併協定書は 閲覧できます

今回、両市町で調印した「合併協定書」と別添の「新潟市・黒埼町合併建設計画(まちづくりビジョン)」は、市役所本館4階の市政情報案内室で閲覧することができます。

併せて、市ホームページ(アドレスは右上)でも、協定書の内容をはじめとする合併に関する情報を紹介していますので、ご利用ください。

問い合わせ先
新潟市・黒埼町合併協議会事務局
(広域行政課内 226-2181)

市ホームページアドレス
<http://www.city.niigata.niigata.jp/>

1月1日合併協定書は、平成13年1月1日、両市町の合併協定書に署名し、協定書の取り扱いなど全項目から構成されている。その中には、町役場を地区事務所(当分の間は支所)とするなど、市民サービス提供のための窓口を設置するなどの項目があります。また、合併後の建設計画は、市民が想定される運動公園の活用が大きなポイントとして盛り込まれています。



調印を終えて長谷川市長は「合併特別法が制定されてから初めての市町村合併となる。地方分権の先駆けとなることは非常に喜ばしい」とあいさつしました。

合併のあれこれ

Q 他都市で合併は進んでいるの?
A 全国14地域で法定合併協議会が設置されているよ(自治省2月調べ)。全国各地で地域ニーズに合わせて自主的な判断でまちづくりを進めようとする機運が高まっているんだ。

Q 黒埼合併でいいことってあるの?
A 例えば、事務組織を一体化することによって、行政の効率化を図ることができるよ。それに、新潟市は、これまでに2町12村と合併してきた。今の魅力あるまちができたんだ。今回も、黒埼町と一緒に発展することで、さらに市全体の魅力を高められるはずだよ。

Q どうして黒埼町と合併なの?
A 通勤・通学・買物で市に向かう人の割合は、町が近隣市町村の中で一番高いし、生活圏が一体化してきているよ(4面参照)。

Q 今までどおり別々だとダメなの?
A もちろん合併せずに、一部事務組合などの広域行政制度を活用することも考えられるけれど、ひとつの自治体となった方が総合的に事業展開していけるよ。

合併協定書の要旨

(これらは要旨であり、一部原文表記とは異なります)

- 11 使用料・手数料の取扱い
手数料は市制度に統一する。使用料は市制度に統一する。ただし、町老人福祉センター使用料は、60歳以上の利用者は無料、そのほかの利用者は現行どおりとする。町屋外体育施設は無料施設に位置づける。町総合体育館使用料は現行どおりとする。大野定例書店市場出店料は、当分の間、現行どおりとする。町保健センター使用料と施設利用は、現行どおりとする。
- 12 公共的団体等の取扱い
実情を尊重しながら下記のとおり調整に努める。両市町に共通の団体は、合併時に統合。独自目的を持つ団体は、自主的判断に委ねる。統合に時間を要する団体は、将来統合。
- 13 各種団体への補助金・交付金等の取扱い
従来の実績を下回らないよう配慮し、合併後の地域内で均衡を失しないよう調整を図る。
- 14 町字名の取扱い
町での意向を尊重する。ただし、市の現行町名と紛らわしくないようにする。
- 15 慣行の取扱い
市民憲章は、市制度に統一する。ただし、町民憲章は、黒埼地区の憲章として継承する。市民歌は、市制度に統一する。ただし、町民歌は、黒埼地区の愛唱歌として伝承する。市の木・花は、市制度に統一する。ただし、町の木は、黒埼地区の推奨の木として伝承する。消防出初式は、市制度に統一する。ただし、黒埼地区の出初式も別に実施する。成人式は、市制度に統一する。
- 16 各種事務事業の取扱い
市制度に統一する。ただし、従来からの経緯・実情などから、合併後直ちに制度統一できない事務事業は、町制度を継続させるなどの措置をとる。薬剤散布機具購入補助、スポーツの全国大会等出場者激励金は、町制度を適用する。

- 1 合併の方式
西蒲原郡黒埼町(以下町)を廃し、その区域を新潟市(以下市)に編入する。
- 2 合併の期日
平成13年1月1日とする。
- 3 財産・公の施設の取扱い
町の財産(権利および義務を含む)・公の施設はすべて市に引き継ぐ。
- 4 議会の議員の任期および定数の取扱い
町議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(以下合併特別法)の規定を適用し、市議会議員の残任期間を引き続き市議会議員として残任する。
- 5 農業委員会の取扱い
合併期日において町農業委員に残任期間がある間は現行のまま設置し、その後、合併後の市の全域を区域とする農業委員会に統合する。
- 6 地方税の取扱い
市制度に統一する。ただし、個人市民税均等割・都市計画税・事業所税は、合併特別法の規定により、合併年度とこれに続く3年度に不均一課税を実施する。福祉向上を図るため設置された黒埼荘での入湯税は免除する。
- 7 一般職員の取扱い
町定数内職員は、すべて市職員に引き継ぐ。職員の任免・給与その他身分の取扱いは、市職員と不均衡が生じないよう公正に取扱い、その細目は両市町の長が別に協議して定める。
- 8 特別職の身分の取扱い
町特別職(三役及び教育長)の身分の取扱いは、両市町の長が別に協議して定める。
- 9 行政組織機構の取扱い
町役場は市地区事務所とする。ただし、当分の間、地方自治法上の支所とする。支所組織は、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編・見直しを図る。町附属機関は廃止するが、合併後の附属機関の委員構成は、必要により町の実情に応じた適切な措置を講ずる。ただし、町学校給食センター運営委員会は、市附属機関として引き継ぐ。
- 10 一部事務組合等の取扱い
町加入の一部事務組合は、合併の前日に脱退する。ただし、町加入の西蒲原郡福祉事務組合と三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合は、町の地位継承の方向で市が検討する。町加入の法定協議会等は、合併の前日に脱退する。

- 17 合併建設計画
同計画は黒埼地区の新しいまちづくりの基本方針とまちづくり計画から成ります。まちづくり計画は平成13年度から22年度までの10年間で概算733億円の規模となります。主な整備事業等は下記のとおりです。

- 産業
担い手育成基盤整備(板井・木場)促進、市民農園の整備、ミニライスセンター・カンントリーエレベーター建設促進、農村公園管理施設整備、黒鳥遊園整備、水環境整備事業負担「黒鳥地区」、大野町商店街駐車場設置・観光案内板設置促進、観光・レクリエーション施設整備構想調査、市民保養センター(仮称)建設
- 都市基盤
西川流域下水道関連黒埼町地域公共下水道整備、市内新浄水場建設[黒埼町地域給水能力増強分を含む]の建設、黒埼町地域配水管幹線整備、水道老朽管等更新、ガス本支管新設取替・地区整圧器更新、山田地区・その他地区土地区画整理事業の促進、市街化区域の見直し、須上線道路歩道工事、河川公園線・木場 板井線道路改良、新通インター(仮称)改良、道路改良舗装、道路補修、県道整備事業負担、高速道鳥原バス停駐車場整備、バス路線体制の整備促進、新交通システム導入への調査・検討、黒埼南インターチェンジ(構想)の建設促進
- 教育・文化
校舎大規模改造、学校プール更新、屋内運動場大規模改造・改築、屋外運動場改修、第二中学校の新設検討、南部地区小学校の統合検討、図書館